

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	大型集塵機物 品売買契約	平成30年 10月15日	2,689,200	(有)大城機械	沖縄県浦添市当山1丁目 3番2号	第167条の2 第1項第2号	当該大型集塵機の仕様は、粉塵処理に必要な出力3.7kw以上の性能を有する機器であり、この機器を取り扱っている県内における唯一の販売代理店が(有)大城機械であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
2	技術・建設 業課	フライアッシュ コンクリートに 関する品質確 保等検討業務 委託	平成30年 12月11日	5,670,000	(一財)沖縄県建設技術 センター	沖縄県那覇市寄宮一丁 目7番13号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、平成29年度に策定した沖縄県におけるフライアッシュコンクリート配合・施工指針(案)(以下、FAC指針(案))の一部改訂、また、現在のFAC指針(案)では品質・性能が確認されていないフライアッシュ(CFFA)をFAC指針(案)に追加するために必要となる耐久性検証試験計画(案)の検討業務である。作成にあたっては、「沖縄県のコンクリート構造物の現状やフライアッシュコンクリート(以下、FAC)の特性を十分に熟知していること」、「FAC指針(案)を用いてコンクリートを製造・設計・施工する機関等と利害関係のない公正・公平な立場で作成すること」が求められる。沖縄県建設技術センターはこれらの要件を備えた唯一の機関であるため、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
3	技術・建設 業課	平成31・32年 度建設工事入 札参加資格審 査に関する建 設行政情報シ ステム改修 業務委託契約	平成30年 11月8日	6,111,720	富士通(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12-12 ニッセイ那覇センタービル	第167条の2 第1項第2号	建設行政情報システムのメンテナンス等は、同システムの開発者と同一の者にシステムの運用・改良等を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、又は障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあることなどから、システム開発者である富士通(株)沖縄支店を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
4	道路街路 課	キャンプキ ンザーゲート4 関連施設新築工 事監理業務(H 30)	平成30年 12月28日	6,906,124	株式会社 建築工房 亥	沖縄県宜野湾市嘉数1丁 目12番1-3号	第167条の2 第1項第8号	本業務は、一般競争入札を行ったが応札がなく不調となったため、随意契約を行うこととなった。設計者であるコンサルタントに委託することにより関連工事の円滑な執行と進捗が期待できるため選定することとした。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	河川課	河川情報基盤 工事調整会議 業務委託	平成30年 10月25日	1,512,000	株式会社建設技術研究 所 沖縄支社	沖縄県那覇市壺川3丁目 5番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、河川情報基盤整備工事に係る「調整会議」の開催により、設計図書と現地の整合性の確認及び設計思想の伝達を図る業務である。 本業務の目的を速やかにかつ十分に履行できる者は当該工事に係る設計者に限られることから、詳細設計を行った株式会社建設技術研究所と契約を行った。	特命随意 契約
6	海岸防災課	H30土砂法基 礎調査照査及 びマニュアル改 訂業務委託	平成30年 11月13日	8,132,400	(財)砂防フロンティア整 備推進機構	東京都千代田区平河町2 丁目7番4号 砂防会館別館6F	第167条の2 第1項第2号	本業務は、基礎調査による土砂災害警戒区域等の設定結果に対する照査及び、基礎調査マニュアルの改訂を行うものである。そのため業務遂行には土砂災害法について高度な知識を持っていること、全国的な同法の運用状況及び基礎調査策定マニュアルの策定内容に関して熟知しており、基礎調査結果を適正に照査できる能力を有していることが求められており、当該法人はそれらを有している唯一の機関であることから契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
7	港湾課	沖縄県座間味 港離島利便施 設新築工事監 理業務	平成30年 11月9日	1,984,640	有限会社 明和設計	沖縄県那覇市宇国場 1175-4	第167条の2 第1項第8号	平成30年10月26日に一般競争入札を行ったが、入札参加者がおらず、再度の入札手続を行う時間的余裕がなかった為(工事は平成30年10月1日で契約しており、監理業務も早急な契約が必要だった。) 3者から見積もりを取り、最も低い価額の業者を契約相手方とした。	
8	港湾課	港湾課内の ファイルサー バーの賃借及 び保守に要す る経費	平成30年 12月27日	978,480	株式会社JECC	東京都千代田区丸の内 三丁目4番1号	第167条の2 第1項第5号	契約前に使用していたファイルサーバにエラーが生じたので、速やかに機器を交換しデータの消失を防ぐ必要があった為。 新たな機器の用意及び保守の対応が期待できる2者から見積もりを取り、最も低い価額の業者を契約相手方とした。 なお、契約前にエラーを起こした機器は、前回のファイルサーバ賃借及び保守契約が終了後、当課に無償譲渡されたものである。	長期継続 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	都市計画・ モノレール課	「学校モビリティ マネジメント(MM)」に係る業 務委託	平成30年 12月12日	8,151,465	「学校モビリティマネジ メント(MM)」に係る業務委 託 日本能率協会総合研 究所・沖縄広告受託共同 企業体 ①(株)日本能率協会総 合研究所 ②沖縄公告(株)	①沖縄県那覇市久茂地3 -29-41 ②沖縄県那覇市天久2- 7-7	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ4社から応募があった。それぞれの企画提 案内容等を選定委員会において審査したと ころ、左の社の提案は教本の内容やイベントの 企画力に優れていることから特に評価が高く、 総合得点でも最も高得点であったため、契約 の相手方として選定した。	
10	都市計画・ モノレール課	平成30年度南 部都市圏にお ける区域区分 検討業務	平成30年 10月2日	23,220,000	(株)中央建設コンサル tant(株)新開土木設計 共同企業体 ①(株)中央建設コンサル tant ②新開土木設計	①沖縄県浦添市宮城5丁 目12番11号 ②沖縄県那覇市三原2丁 目20番10号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ3共同企業体から応募があった。 それぞれの企画提案内容等を選定委員会に おいて審査したところ、左社の提案は評価テ マに対する提案内容が特に優れており、総合 得点において最も高い評価であったことから、 契約の相手方として選定した。	
11	都市計画・ モノレール課	平成30年度沖 縄県風景づくり 促進事業等支 援業務	平成30年 12月20日	7,400,000	都市科学・風愛会共同企 業体 ①(株)都市科学政策研究 所研究所 ②特定非営利活動法人 沖縄の風景を愛する会	①沖縄県那覇市金城五 丁目11-2 ②沖縄県那覇市泊1丁目 16番4号コンフォート泊7 01	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったと ころ1社から応募があった。企画提案内容等 を選定委員会において審査したところ、左の社 の提案は業務の実施内容に優れていることか ら評価が高く、著しく低い評価の選考委員も いなかったため、契約の相手方として選定した。	
12	建築指導 課	平成30年度被 災建築物の応 急危険度判定 体制整備業務	平成30年 10月16日	2,397,600	(公社)沖縄県建築士会	沖縄県浦添市西原1-4 -26	第167条の2 第1項第2号	沖縄県建築士会は、県内被災建築物応急危 険度判定登録者の半数以上が入会しており、 同団体が応急危険度判定体制整備の主体を 担っている。また、平成6年から昨年まで応 急危険度講習会を続けており、県内では、応 急危険度判定及び同訓練の技術・ノウハウを 持つ唯一の団体である。以上の理由により契 約の相手方として選定した。	特名随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	施設建築課	国際物流拠点 産業集積地域 うるま地区内賃 貸工場外壁改 修工事	平成30年 11月29日	49,464,000	(有)トーワ	沖縄県うるま市字川田3 31-1	第167条の2 第1項第8号	当該工事は、一般競争入札(事後審査型)を実施したが応札者3社のうち2社が最低制限価格以下で失格となり、1社が予定価格超過となった。残った1社で再度入札2回実施したが予定価格超過となり、入札取りやめとなった。当該工事で改修予定の賃貸工場は、築20年近くとなっており、外壁のシール、塗装の更新時期に来ていること及び入居者もいることから、作業に支障が出る前に改修を行う必要があるため、今回の入札で失格となっていない左記業者を契約の相手方とした。	特命随意契約
14	施設建築課	沖縄県工業技術センター改修 工事監理業務	平成30年 11月9日	4,212,000	(株) 玉寄設計	沖縄県与那原町字板良 敷1392番地の2	第167条の2 第1項第2号	対象工事に係る施設調査、設計業務については左記業者により完了している。今回の改修工事は、建築・機械が対象となっており、設計時点では目視の範囲内で設計を行っているため、実際に足場を組み状況を確認しながらの工事となるため設計変更が生じる可能性が高い。 また、今回は施設を利用しながらの工事であるため、工事中予期せぬ事態が発生した場合は早急な対応が求められる。左記業者は、施設や敷地周辺の状況、管理者の要望等を十分に把握しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるため、契約の相手方とした。	特命随意契約
15	施設建築課	沖縄県立埋蔵文化財センター 及び安全運転 学校中部分校 外壁及び屋上 補修工事監理 業務	平成30年 11月13日	1,728,000	くうかん設計	沖縄県沖縄市海邦2- 7-27	第167条の2 第1項第2号	対象工事に係る施設調査、設計業務については、上記設計者により平成30年9月に完了している。 また、今回は施設を利用しながらの工事であるため、工事中予期せぬ事態が発生した場合は早急な対応が求められる。左記業者は、施設や敷地周辺の状況、管理者の要望等を十分に把握しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるため、契約の相手方とした。	特命随意契約
16	施設建築課	県営港川市街 地住宅外壁等 改修工事修正 設計業務	平成30年 11月26日	2,107,080	(有)宮森設計	沖縄県北谷町字上勢頭5 50-9-1階	第167条の2 第1項第2号	本工事の実設計業務は、左記相手方により平成28年2月3日に完了している。 今回の修正設計業務は、実設計時の設計図書の間分けとそれに伴う数量の積算、また期限切れの見積再徴収を行うものであるため、左記業者に引き続き委託することにより、円滑な業務の進捗が期待できることから、契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	施設建築課	浦添職業能力開発校管理棟改修工事監理業務	平成30年11月26日	1,490,400	オリジナル建築設計室	沖縄県宜野湾市野嵩2-35-17	第167条の2第1項第2号	対象工事に係る施設調査、設計業務については左記業者により完了している。 今回は施設を利用しながらの工事であるため、工事中予期せぬ事態が発生した場合、生徒の安全確保を最優先に考え早急な対応が求められる。また、設計時点では目視の範囲内で設計を行っており、実際に足場を組み状況を確認しながらの工事となるため、設計変更が生じる可能性が高い。左記業者は施設や敷地周辺の状況、施設担当者の要望等を十分に把握しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られることから、契約の相手方とした。	特命随意契約
18	北部土木事務所	本部港(本部地区)実施設計業務委託(H30-2)	平成30年10月30日	1,695,600	(株)エコー 沖縄事務所	沖縄県那覇市真嘉比3-2-18	第167条の2第1項第6号	本業務は、「本部港航行安全対策調査専門委員会」において、大型クルーズ船離岸時のドルフィンへの接触対策として、防舷材設置等を行うよう意見が出されたことを受けた設計業務である。 平成32年4月にクルーズ岸壁の供用開始をすることから、工程上30年度の第3四半期中に工事に必要な図面・数量等の資料を整える必要がある。 防舷材設置の検討は、クルーズ船接触によりドルフィンへ力が加わった際の杭構造安定性の再計算が必要となるが、当該施設の実施設計を行ったコンサルタントにより検討を行うことで、対象船舶、地形、波浪、土質の確認等基本事項の把握に要する時間を省き、早急に実施設計を行うことができることから、設計業務の請負者である(株)エコーを契約の相手方として選定した。	特命随意契約
19	北部土木事務所	田名野甫線災害復旧測量設計業務委託(H30)	平成30年10月30日	2,646,000	(株)岩下建技コンサルタント	沖縄県浦添市前田2-19-16	第167条の2第1項第5号	平成30年9月29日に襲来した台風24号により、伊平屋村の島尻海岸が浸食を受け道路が被災したため、平成30年12月に災害査定を受けることとなった。 本業務は、災害査定に必要な設計及び資料作成を行い、早期に復旧することを目的としている。 契約の相手方は、過年度に同位置で設計業務を行っており、現場状況を十分に把握し速やかな業務着手が可能である事、既存設計を加味した復旧設計業務が可能である事(他業者の場合、既存設計把握に時間を要する)から、早急な現場復旧工事に着手するための設計業務を行うことが可能であると判断し、選定した。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	北部土木 事務所	平良海岸災害 復旧測量設計 業務委託(H3 0)	平成30年 11月8日	2,430,000	(株)ホープ設計	沖縄県那覇市首里赤田 町3-5	第167条の2 第1項第5号	本業務は、台風で被災した護岸等の災害復 旧工事のための測量設計業務である。過年度 に同位置で護岸設計を行った業者と随意契約 おこなうことで、早急に測量設計業務に着手す ることが可能となるため。	特命随意 契約
21	北部土木 事務所	平成30年度北 部管内河川台 帳作成等業務 委託	平成30年 11月19日	2,484,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、河川台帳の電子化及び河川台帳 調書を作成するものである。また、その電子化 したデータを(一財)沖縄県建設技術センター が整備・管理している「OCTC公共施設情報管 理システム」へ登録し、そのデータベースを構 築し、今後の維持管理等に活用することを目的 としている。 「OCTC公共施設情報管理システム」は、河川 や道路等各公共施設毎に構築されていたデー タベースシステムを統合し、効率的・効果的に 活用できるよう構築されたものであり、同シ ステムに河川台帳のデータを登録することによ り、これまで以上に公共施設管理者として適正 かつ効率的な業務を実施できる。 同システムに関する著作権・使用権は、(一 財)沖縄県建設技術センターが有していること から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意 契約
22	中部土木 事務所	道路情報表示 装置等保守点 検業務委託(H 30-2)	平成30年 10月24日	3,672,000	三協電設(株)	沖縄県沖縄市与儀2-8-	第167条の2 第1項第8号	本業務は、中部土木事務所管内に設置され ている道路情報表示装置(12基)と気象観測 装置・トンネル非常用装置等の保守点検を行う 業務である。 平成30年5月31日に指名競争入札で三回 入札を行ったが、予定価格超過により、不調と なった。 次に9月14日に不調対策として一般競争入 札を行ったが応札は1社で最低制限価格を下 回ったことから、失格となり再度の不調となっ た。 よって当初の指名競争入札で応札し、予定価 格の見直しを行う際の参考見積書を提出した5 社のうち、最も低い額を提示した左記の業者と 契約した。	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	中部土木 事務所	道路事業技術 審査支援業務 委託(H30- 1)	平成30年 10月29日	1,922,400	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、総合評価方式一般競争入札において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。</p> <p>内容は、工事発注資料作成及び、工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に適さない。</p> <p>(一財)沖縄県建設技術センターは、県市町村の出資により設立されており、民間事業者との利害関係がない独立した機関であり、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者がいないため、契約の相手方とした。</p>	特命随意 契約
24	中部土木 事務所	水釜海岸応急 対策業務委託 (H30-1)	平成30年 10月2日	3,702,240	(有)ヒロ建設	沖縄県中城村字屋宜271	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、台風24号により被災した水釜地区海岸保全施設の応急対策業務である。</p> <p>護岸被覆ブロックの一部が台風の波浪により損壊し打ち上げられており、翌週に襲来する台風25号で二次災害を引き起こす恐れがあることから、応急対策として損壊した被覆ブロックを撤去運搬し、代替の被覆材としてポトルユニットを設置する必要がある(50個程度)。</p> <p>そのため、早急に対応可能である「(有)ヒロ建設」と契約した。</p>	特命随意 契約
25	中部土木 事務所	水釜海岸応急 対策業務委託 (H30-2)	平成30年 10月2日	2,062,800	(有)大日土木	沖縄県宜野湾市字佐真 下83	第167条の2 第1項第5号	<p>本業務は、台風24号により被災した水釜地区海岸保全施設の応急対策業務である。</p> <p>護岸被覆ブロックの一部が台風の波浪により損壊し打ち上げられており、翌週に襲来する台風25号で二次災害を引き起こす恐れがあることから、応急対策として代替の被覆材(ポトルユニット50個程度)を製作し応急対策H30-1の受託者へ引き渡す必要がある。</p> <p>そのため、近隣で海岸施工中であり、ポトルユニットの資材を確保している「(有)大日土木」と契約した。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
26	中部土木事務所	水釜海岸応急対策業務委託(H30-3)	平成30年10月1日	1,128,600	(有)前川工業	沖縄県嘉手納町字水釜190	第167条の2第1項第5号	本業務は、台風24号により被災した水釜地区海岸保全施設の応急対策業務である。台風の高波及び強風により堤防施設の中詰石や転落防止柵及び植栽等が破損し飛散した。破損した転落防止柵等が背後の嘉手納町道及び住宅付近に飛散し、危険な状態であることから早急に回収し安全を確保する必要がある。そのため、嘉手納町水釜に所在地があり、早急に応急対策が実施できる「(有)前川工業」と契約した。	特命随意契約
27	中部土木事務所	水釜海岸災害復旧設計業務委託(H30)	平成30年11月7日	1,836,000	(株)岩下建技コンサルタント	沖縄県浦添市前田2-19-16	第167条の2第1項第5号	本業務は、台風24号により被災した水釜海岸の災害復旧設計業務である。災害査定受検のため、早急な業務遂行が求められる。本業務の最大の課題は「被災メカニズム」の特定である。メカニズムの特定には当該地区の海底地形や波浪特性など地域の実情に精通し、また本堤防設計思想を熟知し反映させる必要がある。今回災害査定時までの短時間で対応できる、当該地区の堤防設計業務を受注・完成させた「(株)岩下建技コンサルタント」と契約した。	特命随意契約
28	中部土木事務所	中城湾港(西原与那原地区)清掃および樹木管理業務委託	平成30年11月29日	1,225,895	公益社団法人西原町シルバー人材センター	沖縄県西原町字与那城135	第167条の2第1項第3号	公益社団法人西原シルバー人材センターは利益を追求しない公益社団法人であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであることから、シルバーの人材の活躍に企むため、地元沖縄市の人材センターを選定した。	特命随意契約
29	南部土木事務所	むつみ橋補修工事(H30)	平成30年10月23日	39,528,000	テックサービス(株)	沖縄県うるま市字赤道10-14	第167条の2第1項第8号	本工事は平成30年8月16日に一般競争入札により公告を行ったが入札参加者がなく不調、9月12日に地域要件を変更し再度公告を行ったが参加者1者で価格超過のため不調となり、再度の入札に付し落札者なしという結果になった。よって、3者から見積書を徴収し、価格の有利な左記業者を契約の相手方とした。	



土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	南部土木 事務所	南風原兼城地 すべり応急対 策工事(H30 -1)	平成30年 10月5日	3,499,200	安岡建設(株)	沖縄県那覇市字天久91 8-6	第167条の2 第1項第5号	台風25号の襲来に伴う大雨により、前回の台 風24号襲来で確認した擁壁亀裂が崩壊した。 崩壊した土砂等が近隣住宅に達すれば、人 身、財産にも被害が生じると想定されるため、 緊急な対策が必要である。そのため、地方自 治法施行令167条の2第1項第5号に基づき、 前回の対策工事を受注した上記業者と随意契 約を締結するものである。	特命随意 契約
31	南部土木 事務所	報得川応急対 策工事(H30 -1)	平成30年 11月22日	18,252,000	(株)巴総業	沖縄県豊見城市字座安3 42-1	第167条の2 第1項第5号	台風24号及び25号により、自然河岸である左 岸が浸食され、転石が川の流れを阻害した。そ の結果、右岸が水衝部となり、右岸背後の土 砂が吸い出され被災した。現在も転石の影響 で右岸の被害が拡大していることから、緊急に 応急対策を行う必要があるため、過去に当該 河川現場の施工実績があり、緊急に対応可能 な3者から見積書を徴収し、価格の有利な左記 業者を契約相手方とした。	
32	南部土木 事務所	南風原兼城地 すべり応急対 策工事(H30 -3)	平成30年 12月17日	39,236,400	(株)野原建設	沖縄県那覇市長田2-1 0-32	第167条の2 第1項第5号	台風25号襲来に伴う大雨により南風原兼城 地すべり区域内の法面が崩壊し、応急対策と して大型土のうを設置しているが被害が拡大 するおそれがある。本工事は、崩壊した土砂 が近隣住宅に流れ込むのを防止するため、応 急対策として土留柵を設置するものである。15 社による指名競争入札を行ったが全社辞退し 入札不調となった。地すべりが進行し現場状況 は日々悪化しており、被害拡大の可能性が高 く、緊急な対策が必要なため、南部管内におい て、直近で地すべり・急傾斜地対策工事を受注 した3者から見積書を徴収し、価格の有利な左 記業者を契約相手方とした。	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
33	南部土木 事務所	南部管内渋滞 対策工事(H30-2工区)	平成30年 12月19日	46,980,000	琉球通信工事(株)	沖縄県那覇市安里3-4-12	第167条の2 第1項第8号	<p>南部管内渋滞対策工事(H30)として、21者を指名して入札を行ったところ、2者が再入札まで応札したものの、再々入札で応札者なしで、不調となった。・南部管内渋滞対策工事(H30-1工区)として、20者を指名して入札を行ったところ、全員辞退及び未入札のため、不調となった。・南部管内渋滞対策工事(H30-2工区)として、平成30年10月25日に一般競争入札により公告を行ったが、応札者が1者あったものの失格のため、入札不調となった。・以上を踏まえて、南部管内渋滞対策工事(H30)において、再入札まで応札した2者に対して入札に応じる意思があるか確認をし、入札の意思のある当該1者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
34	南部土木 事務所	南部管内橋梁 定期点検照査 支援業務委託 (H30)	平成30年 10月1日	1,749,600	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項第2号	<p>平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
35	南部土木 事務所	南風原兼城地 すべり応急対 策設計業務委 託(H30)	平成30年 10月9日	2,349,000	(株)沖縄設計センター	沖縄県那覇市首里末吉 町3-57-6	第167条の2 第1項第5号	台風24号、25号の襲来により、南風原兼城地 すべり区域内で擁壁が一部崩壊し地すべりが 発生した。当該箇所は住宅に隣接しており、今 後の台風襲来や大雨等でさらに被害が拡大 し、人身、財産にも被害が生じることが想定さ れるため、緊急な対策が必要である。そのた め、「南風原兼城地すべり緊急改築事業に伴う 調査測量設計業務委託(H30)」を受注してい る上記業者と地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号に基づき随意契約を締結するも のである。	特命随意 契約
36	南部土木 事務所	H30東風平豊 見城線道路台 帳調書作成業 務委託	平成30年 11月5日	2,667,600	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コ ンサルタントを対象とした競争入札により、図面作 成と調書作成を一つの業務として実施されていた。 しかしながら、作成される調書は受注した民間コ ンサルタント独自のシステムで作成していたため、成 果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書 を路線全体として最終的に一つの調書として整理 する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注 するという不経済かつ非効率的な内容であった。 このような中、センターでは発注者からの課題是正 の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システ ムや地理情報システムを活用した道路附属物管理 システムの他、河川や公園等についても統一した 管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建 設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大 きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路 や河川等各公共施設毎に構築されており各システ ム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連 性等の確認ができないものであったため、センター ではこれらの公共施設システムを統合し、より効率 的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システ ム」を構築し運用を始めているところである。「公 共施設情報管理システム」はセンターの所有するシ ステムである。沖縄県の各土木事務所等は同シ ステムを利用することで、台帳を共有することが でき、効率良く業務を行うことができる。同システ ムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施する ことでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効 率的な業務の支援ができるようになるため、同シ ステムに関する著作権・使用权を有するセンターと、 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づ き随意契約を締結するものである。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	南部土木 事務所	渡嘉敷港・北大 東港(西地区) 災害復旧設計 業務委託(H3 0)	平成30年 11月2日	6,588,000	(株)沖縄建設技研	沖縄県浦添市字前田11 24	第167条の2 第1項第5号	平成30年9月28日に来週した台風24号により、渡嘉敷港の防波堤(南)の堤頭部の消波ブロックの流出及び北大東港(西地区)の臨港道路のコンクリート舗装が被災した。災害復旧工事にかかる災害査定スケジュールは、11月中旬に査定設計書の提出、11月下旬に災害査定を予定しており、災害査定及び災害復旧工事に係る資料を緊急に作成する必要がある。上記のとおり非常に緊急性を伴うことから、同地区での災害復旧設計を行った業務実績及び同地区の設計において豊富な知識を有する3者から見積書を徴収し、価格の有利な左記業者を契約相手方とした。	
38	南部土木 事務所	久米島一周線 災害復旧測量 設計業務委託 (H30)	平成30年 11月12日	3,834,000	(有)あい技建	沖縄県那覇市三原2- 3-5	第167条の2 第1項第5号	本業務は、台風24号により被災した久米島一周線の護岸工事の災害査定に必要な資料を作成する業務である。災害発生後2ヶ月以内に災害査定を実施する必要があり、緊急性を要することから、地方自治法施行令第167条の2第1項5号に基づき、災害査定の資料作成の実績がある2者から見積書を徴収し、価格の有利な左記業者を契約相手方とした。	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
39	南部土木 事務所	街路事業技術 審査等支援業 務委託(H30 -2)	平成30年 11月21日	1,144,800	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。</p> <p>このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。</p> <p>同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約
40	南部土木 事務所	雄樋川災害復 旧設計業務委 託(H30)	平成30年 11月21日	3,456,000	(株)沖縄設計センター	沖縄県那覇市首里末吉 町3-57-6	第167条の2 第1項第5号	<p>平成30年9月28日に襲来した台風24号により、雄樋川の護岸が被災した。災害復旧工事に係る災害査定スケジュールは期間が短いことから、災害査定及び災害復旧工事に係る資料を緊急に作成する必要がある。上記の理由により、非常に緊急性の高い業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、雄樋川的设计や災害復旧の実績を有する3者から見積書を徴収し、価格の有利な左記業者を契約相手方とした。</p>	

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
41	南部土木 事務所	H30南部東道 路総合的技術 支援業務委託 (その1)	平成30年 11月30日	7,052,400	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	<p>総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないように、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。</p> <p>このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある、競争入札に適さない。</p> <p>沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。</p> <p>実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。</p>	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	南部土木 事務所	H30系満与那 原線(照屋)道 路台帳調書作 成業務委託	平成30年 11月30日	1,188,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	平成20年度以前の道路台帳作成業務は、民間コンサルタントを対象とした競争入札により、図面作成と調書作成を一つの業務として実施されていた。しかしながら、作成される調書は受注した民間コンサルタント独自のシステムで作成していたため、成果品間に互換性が無く、部分的に作成された調書を路線全体として最終的に一つの調書として整理する必要が生じ、再度全線を通した業務として発注するという不経済かつ非効率的な内容であった。このような中、センターでは発注者からの課題是正の要請を受け、統一した道路台帳調書作成システムや地理情報システムを活用した道路附属物管理システムの他、河川や公園等についても統一した管理システムにより台帳整備を行うことで、県が建設した公共施設の経済的かつ適切な維持管理に大きく寄与してきた。一方、これらのシステムは道路や河川等各公共施設毎に構築されており各システム間に互換性が無く、各公共施設の連続性・関連性等の確認ができないものであったため、センターではこれらの公共施設システムを統合し、より効率的・効果的な機能を持つ「公共施設情報管理システム」を構築し運用を始めているところである。「公共施設情報管理システム」はセンターの所有するシステムである。沖縄県の各土木事務所等は同システムを利用することで、台帳を共有することができ、効率良く業務を行うことができる。同システムを使用し公共土木施設台帳管理業務を実施することでこれまで以上に公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の支援ができるようになるため、同システムに関する著作権・使用权を有するセンターと、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。	特命随意 契約
43	宮古土木 事務所	公共施設情報 管理業務委託 (道路)(H30)	平成30年 10月31日	2,570,400	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	本業務は、宮古土木事務所管内における道路案内標識の設置位置や標記・表示内容について、整備状況及び現況を整理・確認し、沖縄ブロック道路標識適正化委員会への説明資料を作成する業務及び公共施設情報管理システムへの登録・更新、著名地点追加登録等を行う業務である。「公共施設情報管理システム」は(一財)沖縄県建設技術センターが保有するシステムでシステムの著作権・使用权は、当センターが保有しているため契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
44	宮古土木 事務所	宮古土木事務 所管内道路台 帳調書作成業 務委託(H30)	平成30年 12月17日	4,860,000	一般財団法人 沖縄県建 設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1-7 -13	第167条の2 第1項第2号	(財)沖縄県建設技術センター(以下、セン ター)では、「公共施設情報管理システム」を所 有しており、沖縄県の各土木事務所等は、同シ ステムを利用し、台帳を共有することで各公共 施設の連続性・関連正等を確認することが可 能となっている。同システムを使用することで 公共施設管理者の適正かつ効率的な業務の 支援ができるようになるため、同システムに関 する著作権・使用权を有するセンターを契約の 相手方として選定した。	特命随意 契約
45	下水道事 務所	オゾン設備点 検業務委託(那 覇)(H30)	平成30年 10月18 日	¥2,250,720	東芝インフラシステムズ 株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1- 7-1	第167条の2 第1項第2号	オゾン設備については、その特殊性から製造 メーカーが少なく、また各メーカーによってオゾ ン発生方法、機器構造等が異なっているため 特殊な専門技術が必要であり、定期点検時に 交換する消耗品についても、当該設備を正常 に稼働させるため、特殊な設備との関連性を 考慮のうえ選定・使用する必要がある。 このため、当設備を設置した(株)東芝の関連 会社であり、保守・点検サービスを行っている 東芝インフラシステムズ株式会社 沖縄支店の み为本業務を遂行できるため、当社と地方自 治法施行令第167条の2第1項第2号により 特命随意契約を締結した。	特命随意 契約
46	下水道事 務所	オゾン設備消 耗品(那覇) (H30)	平成30年 10月25 日	2,484,000	東芝インフラシステムズ 株式会社 沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地1- 7-1	第167条の2 第1項第2号	オゾン設備については、その特殊性から製造 メーカーが少なく、また各メーカーによってオゾ ン発生方法、機器構造等が異なっているため 特殊な専門技術が必要であり、定期点検時に 交換する消耗品についても、当該設備を正常 に稼働させるため、特殊な設備との関連性を 考慮のうえ選定・使用する必要がある。 このため、当設備を設置した(株)東芝の関連 会社であり、保守・点検サービスを行っている 東芝インフラシステムズ株式会社の沖縄支店 のみ为本業務を遂行できるため、当社と地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号により 特命随意契約を締結した。	特命随意 契約



土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	下水道事務所	3号遠心脱水機分解修繕(具志川)	平成30年10月31日	¥19,980,000	クボタ環境サービス株式会社九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	第167条の2第1項第2号	当該設備については、株式会社クボタの製作したものであり、修繕にあたっては、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が必要である。 また、本業務を遂行できる者は、株式会社クボタ製品の点検修理等の業務を担っているクボタ環境サービス株式会社九州支店のみである。 以上の理由により、クボタ環境サービス株式会社九州支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約を締結した。	特命随意契約
48	下水道事務所	設備台帳システム改修業務委託(H30)	平成30年11月21日	4,212,000	株式会社 オーシーシー	沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号	第167条の2第1項第2号	下水道事務所では、沖縄県流域下水処理施設内の設備のデータを記録するシステム「設備台帳システム」を導入している。本業務委託では、適切な維持管理業務を行うことを目的に本システムの不具合を解消及び機能改善を行う。 本システムは複雑な内部構造及び十数年に渡って蓄積された膨大なデータ量を有しており、過去に数回のシステム改修が行われてきた。既存システムの構築者以外に業務委託を行わせた場合、複雑なシステムを解析することから始まり、改修期間の長期化を招くことになる。よって「設備台帳管理システム」の構築者である株式会社オーシーシーと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特命随意契約を締結した。	特命随意契約
49	下水道事務所	No.2浮上濃縮汚泥移送ポンプ修繕(那覇)	平成30年11月15日	¥6,264,000	株式会社 西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅2-5-28	第167条の2第1項第8号	指名競争入札において、初回入札及び再度入札に付しても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、当該入札において最低額を入札した者から見積書を徴し、随意契約を締結した。	特命随意契約
50	下水道事務所	下水道関連システム整備業務委託(H30)	H30.11.28	2,786,400	一般財団法人 沖縄県建設技術センター	沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号	第167条の2第1項第2号	本業務は、既導入済みの下水道台帳システム及び工事資料検索システムのデータ更新、機能追加等の業務を委託するものである。 両システムを構築した(一財)沖縄県建設技術センター以外の者に本業務を履行させた場合、システム障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあり、同センターと両システムは密接不可分の関係にあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同センターと随意契約を締結するものである。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (平成30年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	下水道事務所	嘉手納ポンプ 場デジタル制御 ユニット修繕	平成30年 11月28日	2,678,400	日新電機(株)沖縄支店	沖縄県那覇市久茂地三 丁目21番1号(國場ビル9 階)	第167条の2 第1項第2号	当該機器は機器製造メーカーの独自の技術 を使用した特殊な精密機器であるため、修繕 作業を履行できる者は機器製造メーカー技術 者に限られる。 よって、製造メーカー日新電機(株)の沖縄工 リア担当事業所である日新電機(株)沖縄支店 と地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号により特命随意契約を締結した。	特命随意 契約